

## 広告募集案内（庁舎・その他）

次のとおり、広告掲載事業者を募集します

### ■ 広告媒体について

名 称	かながわ県民センターフロアマット広告
設置箇所	かながわ県民センター1階正面玄関入口のマット3枚のうちいずれか1枚
設置方法	広告主等が広告マットを設置。 原則として週1回交換すること。
稼働状況等 (施設：来場者数 車両：巡回地域 その他の状況)	年間利用者数 約81万人（平成29年度の入庁機 関・会議室等の利用者数）
その他	かながわ県民センターの開館時間 9時から22時（休館日12月29日～1月3日、そ 他臨時休館日あり）

▼ 広告媒体の写真



### ■ 掲載可能な広告の仕様

掲載期間	規格	箇所（枚）数	広告料（税込）
平成31年4月1日～ 平成32年3月31日 (1年単位)	縦1,200mm×横1,800mm 横長（防炎性）	3箇所	64,800円/箇所・年

募集期間	平成31年3月10日の午後5時15分（必着）
申込み方法	<p>広告掲載希望者は広告掲載申込書・行政財産一時使用許可申請書を入手し、必要事項を記載の上、応募期限（必着）までに郵送または直接提出にて申込み願います。</p> <p>上記申込書及び申請書については、次のホームページよりダウンロードできます。URL：  <a href="http://www.pref.kanagawa.jp/docs/u3x/cnt/f5681/kemmincentertop.html">http://www.pref.kanagawa.jp/docs/u3x/cnt/f5681/kemmincentertop.html</a>          ※複数のマットを申し込むことも可能です。</p>
決定方法	応募資格、広告内容等について、神奈川県広告掲載要綱及び神奈川県政策局広告掲載事務取扱要領に基づき審査・決定します。
製作締切日	平成31年3月末日

### ■ 留意事項

- 神奈川県広告掲載要綱並びに各所管局の事務取扱要領及び各広告媒体ごとの掲載基準等を遵守してください。
- 行政財産の使用許可に係る使用料が別途かかります。

### ■ 申込み先・問合せ先

かながわ県民活動サポートセンター 運営サービス課 大熊  
 〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター8階  
 電話 045-312-1121 内線2812